○関東地方整備局告示第十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年二月四日

関東地方整備局長 石原 康弘

- 第1 起業者の名称 長野県
- 第2 事業の種類 県道牟礼永江線改築工事(長野県中野市大字永江字沖地内)
- 第3 起業地
 - 1 収用の部分 長野県中野市大字永江字沖地内
 - 2 使用の部分 なし
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県中野市大字永江字沖地内の延長376mの区間(以下「本件区間」という。)における「県道牟礼永江線改築工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。 したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道牟礼永江線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により長野県知事が県道に認定した路線であり、起業者である長野県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により長野県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、長野県上水内郡飯綱町を起点とし、中野市に至る延長約10kmの長野地域と北信地域を南北に結ぶ幹線道路であり、これらの地域の産業、経済、生活及び文化を支えている重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、県道の 構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則(平成25年長野県規則第35号。以下「長野県規則」という。)に定める車線幅員、最 小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、歩道が一部整備されていないなど、 幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。また、中野市は、豪 雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に基づく豪雪地帯に指定されており、 冬期降雪時には除雪された雪により道路幅員がさらに狭まるため、大型車相互の通 行が困難となり、幹線道路としての機能が一層阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、必要な幅員や歩道が確保された線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年10月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても、環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法 (昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法 律(平成4年法律第75号)等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動 植物は確認されていない。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は長野県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、長野県規則による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、長野県規則等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、路線延長を最短とするルート案(以下「申請案」という。)のほか、現道拡幅案及び一部現道を利用する案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び支障物件数は中位であるものの、平坦な地形で施工性に優れ、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、 法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良等により、安全かつ円滑な自動車交通に支障を来していることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、中野市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、 法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長野県中野市豊田支所